

法人住民税・事業税及び特別法人事業税 更正請求書（第10号の3様式）記載の手引

（令和4年改正）

- この請求書は、法人の住民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、地方税法（以下「法」といいます。）第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2（第321条の8の2）、第72条の33若しくは第72条の48の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条の2（第321条の8の2）若しくは第72条の33の規定に基づき更正の請求をする場合に使用してください。
 - 事業税の（法第72条の2第1項^{第1号}_{第2号}^{第3号}_{第4号}に掲げる事業）となっている箇所は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲んでください。
 - 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに請求書を提出してください。この場合において、住民税については、いずれか一方の請求書に記載してください。
 - 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて請求書を提出してください。この場合において、住民税については、いずれか一方の請求書に記載してください。
 - 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この請求書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄に当該法人課税信託の名称を併記してください。
 - この請求書は、本都内における主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に1部を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の2様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付してください。
 - 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により指定された「法人番号（13桁）」を記載してください。
 - 「課税標準等」の欄には、課税標準（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては課税標準の総額及び本都分の分割課税標準額を併記してください。）及び欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額又は申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を記載してください。
課税標準又は税額の計算上控除する金額（繰越欠損金額、還付法人税額、外国税額控除の額等）についても当該欄に記載してください。
なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しません。
 - 住民税の「税額等」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載してください。
 - 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載してください。
 - 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（連結子法人に限ります。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載してください。
 - 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（例えば、法人税の更正通知書の写し）を添付してください。
なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」といいます。）第7条第1項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。
 - 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人（連結子法人に限ります。）である法人が記載してください。
- *令和元年9月30日までに開始する事業年度について更正の請求をする場合には、この請求書の「特別法人事業税」を「地方法人特別税」に読み替えて使用してください。